

岐阜県公報

第 百 二 十 六 号
令 和 二 年 八 月 七 日

(金曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

県営土地改良事業計画の決定

県営土地改良事業の変更計画の決定

(治 山 課) 四二一^{ページ}

(道 路 維 持 課) 四二二

(同) 四二二

(農 地 整 備 課) 四二三

(同) 四二三

告 示

岐阜県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字会所一九一三、一九一八の二、一九一九の一、一九一九の三、一九二二の一、一九二三の一、一九二四から一九二八まで、一九三〇の三〇、一九三〇の三二から一九三〇の三四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日美東字峠平三六、三七、三八の一、四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年八月七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	湯屋線	下呂市小坂町長瀬字味屋 坂九番一地先から 同市同町同字同 五番一地先まで	前	二・二 六・九	一四七・一	
			後	二・二 三・七	一四七・一	

岐阜県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年八月七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	国府線	高山市国府町八日町字馬道一 八四〇番七地先から 同市同町同字同 八四一番一地先まで	二九・六	令和 二・八・七	平成 二〇・九・一八

岐阜県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年八月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定期限の変更又は告示年月日)
白川呂線	加茂郡白川町和泉字中山二八九番一〇地先から	同郡同町同字同二九四番八地先まで	三五・〇	令和二・八・七	平成六・三・二六

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
池田2期地区	池田町役場	令和二・八・七から
	神戸町役場	同

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂東南部地区	下呂市役所	令和二・八・七から
	同	同

令和二年八月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社